

自治労連弁護団意見書

地方自治の真価が問われる—
「海外で戦争する国づくり」と
自治体・自治体労働者

2015年5月
自治労連全国弁護団

目次

第1	はじめに	p 2
第2	安保法制の整備・拡大と自治体・自治体労働者	p 3
1	現在の有事法制の概要	p 3
(1)	武力攻撃事態法及び関連法制	p 3
(2)	周辺事態法	p 3
(3)	自衛隊法、安全保障会議設置法	p 3
(4)	有事法制の概要	p 4
2	安保法制の整備と拡大	p 4
(1)	武力行使の「新3要件」	p 4
(2)	「切れ目のない（シームレスな）安全保障」法制の内容	p 5
(3)	「国際的な平和協力」という名の自衛隊海外派遣範囲の拡大	p 7
(4)	日米防衛協力の新指針（ガイドライン）	p 8
3	安保法制に組み入れられる自治体・自治体労働者	p 8
(1)	現在の有事法制と自治体・自治体労働者	p 8
ア	自衛隊法	p 9
イ	周辺事態法	p 9
ウ	武力攻撃事態法及び関連法制	p 9
(ア)	武力攻撃事態法	p 9
(イ)	特定公共施設等利用法	p 9
①	港湾・空港	p 9
②	道路	p 10
③	海域、空域、電波	p 10
(ウ)	米軍支援法	p 10
(2)	安保法制の整備・拡大によりその発動が現実のものに	p 10
第3	安保法制の整備・拡大と国民保護法制への影響	p 11
1	国民保護法制の現状	p 11
2	安保法制で国民保護法制はどう変わるのか	p 12
第4	安保法制の整備・拡大と併せてすすめられていること （戦争する国・できる国へ）	p 14
1	はじめに	p 14
2	秘密保護法その他	p 14
3	「戦争する国・できる国」のための憲法改正	p 15
第5	平和な日本とまちづくりを自治体から	p 16

第1 はじめに

2014年7月1日、安倍内閣は、集団的自衛権行使の容認を内容とする閣議決定を行いました。その後、2015年2月に自民党と公明党との与党協議会が再開されてからわずか1か月余りの3月20日には、「安全保障法制整備の具体的な方向性について」と題する文書が合意され、4月27日には日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改定が行われました。その後、5月14日には、ついに安保法制関連法案が閣議決定され、通常国会へ法案提出されました。

憲法の平和主義にかかわる重大な内容を、アメリカの意向に従い、国民的な議論も経ないまま、強権的に改変しようとするこのような安倍内閣のやり方には、多くの国民が反対や懸念を表明しているところです。5月16、17日に朝日新聞が行った世論調査では、集団的自衛権の法制化に「反対」が43%（「賛成」は33%）、法案の今国会成立について「必要ない」が60%（「必要」23%）と与党支持層を含め、平和と安全を願う国民の声が強いことを裏づけました。

しかし、一方で、安倍内閣は、既に、従前の有事法制に加えて、2013年11月に国家安全保障会議（日本版NSC）を設置するための法改正^{※1}を行い、同年12月に秘密保護法^{※2}を成立させるなど、権力と情報を独占して国民から遠ざけ、政府批判を押さえ込もうとする施策を同時にすすめる中で、この「戦争立法」というべき安保法制の整備を実現しようとしています。日本を「海外で戦争する国・できる国」につくり変え、国民の統制と動員を図る体制づくりを行っているのです。

このような状況のもとで、地域住民の暮らしと権利を守るべき自治体・自治体労働者に対しても、政府による統制が進み、地方自治が形骸化されようとしています。沖縄・辺野古での新基地建設問題における政府の対応は、住民の意思や「地方自治」を意に介しない安倍内閣の本質を示すものです。

東日本大震災や福島第一原発事故を経て、地方自治体が、地域住民の暮らしと権利を守るという立場から、国に対しても積極的に行動し、意見を述べる必要性が自覚されるようになっていきます。今、まさに「地方自治」の真価が問われているのです。

本書では、現在進行している安保法制の整備・拡大の動きのもとで、自治体・自治体労働者がどのような影響を受けるのか、具体的な法の内容を明らかにするとともに、自治体としてこうした動きに反対する共同の取り組みを行われるよう意見を述べます。

※1 「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律」

※2 「特定秘密の保護に関する法律」

第2 安保法制の整備・拡大と自治体・自治体労働者

1 現在の有事法制の概要

(1) 武力攻撃事態法及び関連法制

現在、有事（「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」）に対応する法制度としては、「武力攻撃事態法」を中心として、関連する法律、条約が発動することで対処する仕組みとなっています。「武力攻撃事態」とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、「武力攻撃予測事態」とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

有事法制発動のプログラム規定である武力攻撃事態法^{*1}は、我が国に対する外部からの武力攻撃を前提として、武力攻撃事態への対処の基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項が定められています。武力攻撃事態等の認定は、国家安全保障会議の諮問結果に基づいて対策本部長（首相）が認定し、宣言します。

武力攻撃事態等に対処するための措置について定めたものとして、領海内または周辺の公海において臨検を行うための「外国軍用品等海上輸送規制法（臨検法）」^{*2}、港湾・飛行場・道路などを自衛隊や米軍に優先して利用させるための「特定公共施設利用法」^{*3}、米軍の行動を円滑化させるための「米軍支援法」^{*4}、「日米物品役務相互協定（ACSA）」^{*5}があり、武力攻撃事態等において国民の避難などを行うための「国民保護法」^{*6}があります。また、戦時に国際人道法を実施するための法制として、「捕虜取扱法」^{*7}、「国際人道法違反処罰法」^{*8}、「ジュネーヴ条約第1追加議定書」^{*9}、「ジュネーヴ条約第2追加議定書」^{*10}があります。

(2) 周辺事態法

また、武力攻撃事態とは別に、日本の周辺地域で生じた事態にアメリカ軍が対処するのを支援するための「周辺事態法」^{*11}があります。

(3) 自衛隊法、安全保障会議設置法

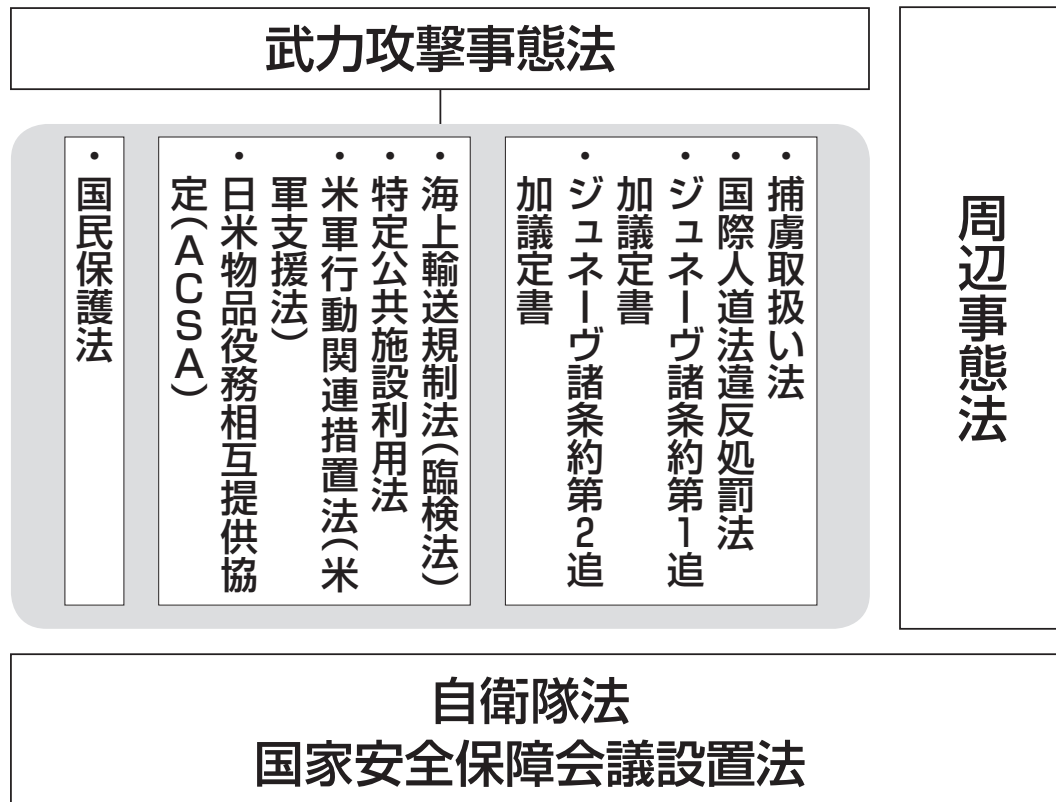
そして、これらの武力攻撃事態や周辺事態において自衛隊が出動・行動するための根拠となる「自衛隊法」と、安全保障会議が武力攻撃事態や周辺事態への対処について審議を行い、内閣総理大臣に意見を述べる根拠となる「国家安全保障会議設置法」が定められています。

(4) 有事法制の概要

以上を図示すれば以下のようになります。〈図1〉

現在の有事法制は、あいまいさが残るものの、日本への武力攻撃や日本の周辺地域での事態に対応する法制となっています。それは、この制約を外すと、日本国憲法の定める平和主義に反し、日本が自ら「戦争をする国・できる国」になってしまうからでした。

図1 現在の有事法制



- ※1 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」
- ※2 「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」
- ※3 「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」
- ※4 「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」
- ※5 「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定
- ※6 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」
- ※7 「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」
- ※8 「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」
- ※9 「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」
- ※10 「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」
- ※11 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」

2 安保法制の整備と拡大

(1) 武力行使の「新3要件」

安倍内閣は、この制約を打破すべく、2014年7月1日、「国の存立を全うし、国民

を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定しました。集団的自衛権行使を容認するとして閣議決定です。

この閣議決定では、集団的自衛権の行使となる武力行使の「新3要件」が定められました。

2014・7・1 閣議決定の武力行使の「新3要件」

- ・我が国に対する武力攻撃が発生した場合、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合
- ・これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ・必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

この「新3要件」をめぐっては、国会審議の中で、「米国は『密接な関係にある国』に基本的に該当する。」「米国に対する武力攻撃は、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃だから3要件にあてはまる可能性が高い。」「ホルムズ海峡への機雷敷設によって、存立が脅かされ、権利が根底から覆される事態は生じうる。」などと答弁されています。この答弁によれば、米国や米軍への武力攻撃があれば集団的自衛権の行使は可能となり、地域的限定がないばかりか、経済的な危機も含まれることになるため、対応する事態にも制約がないこととなります。

その後、この閣議決定に基づいて、安保法制の整備が進められ、2015年3月20日には、与党協議において「安全保障法制整備の具体的な方向性について」(とりまとめ案)が発表されました。そして、統一地方選挙後の5月14日、ついに安保法制関連法案が閣議決定され、国会に提出されました。

(2) 「切れ目のない(シームレスな)安全保障」法制の内容

今回閣議決定された安保法制関連法案では、以下のように、これまでの「制約」が外されようとしています。

まず、武力攻撃に至らない侵害の関連では、「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含む)に現に従事している」アメリカ軍等他国の部隊の武器等を防護することを理由に自衛隊の武器使用を認め、また、在外邦人の「警護」「救出」を理由とする場合、他国領土での自衛隊の武器使用を認めるとされています。有事ではない状況下でも他国のため、あるいは他国領土で自衛隊に武器使用を認めるものです。さらに、武装集団による離島への不法上陸などの事態等に際し、電話による閣議決定で自衛隊に海上警備行動や治安出動ができるようにしようとしています。なお、併せて、平時においても、アメリカ軍等に対し自衛隊に属する物品又は役務の提供を

実施できるとされ、平時から自衛隊をアメリカ軍等の警備要員にする内容も盛り込まれています。

また、周辺事態法を「重要影響事態法」^{*1}と改称して、従前「日本周辺」とされていた規定を削除し、「重要影響事態」の際には、アメリカ軍等に対する後方支援活動等を全地球規模で行えるようにしています。「重要影響事態」とは「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等わが国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」をいいます。また、遭難者の「捜索救助」という理由であれば、戦闘行為が行われる現場にも自衛隊が活動できるとされています。さらに、支援内容についても、これまで認められていなかった弾薬の輸送や、戦闘発進準備中の戦闘機への給油・整備なども含まれるとされています。米軍の戦闘行為の兵站活動を自衛隊が全地球規模で担うこととなります。

さらに、「武力攻撃事態法」を「武力攻撃・存立危機事態法」^{*2}と改称して、従前にはなかった「存立危機事態」への対処のために自衛隊が防衛出動等できるとされています。「存立危機事態」とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」をいいます。アメリカなどに対する武力攻撃に対して、自衛隊が武力をもって反撃することを認めるもので、集団的自衛権の名の下に正当化しようとするものです。対処する事態には地理的限定はありませんので、例えば、時の政府が、中東でのアメリカ軍を巻き込んだ戦乱を「存立危機事態」と認定すれば、自衛隊を海外派兵してアメリカ軍とともに戦闘行為を行うことができるのです。安倍首相は、アメリカが他国に先制攻撃を加えた場合でも集団的自衛権を行使するかどうかは「個別に判断する」と答弁しており、アメリカが起こす戦争に日本が参戦するということが十分に考えられます。

以上の法案の内容を図示すれば以下のようになります。〈図2〉

図2

切れ目のない(シームレスな)対応

武力攻撃に至らない侵害 (グレーゾーン事態)	重要影響事態	存立危機事態	武力攻撃事態
<ul style="list-style-type: none"> 米軍の武器等の防護 治安出動、海上警備行動等の適用範囲の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 日本周辺に限られず、重要な影響を与える事態であれば米軍支援活動が可能になる 	<ul style="list-style-type: none"> 第三国への攻撃であっても、それにより日本の存立が脅かされ、国民の生命や権利が根底から覆される明白な危険があると認められれば武力行使が可能になる 	<ul style="list-style-type: none"> 日本への武力攻撃が発生または発生する明白な危険が切迫していると認められれば、個別的自衛権の行使としての武力行使が可能になる

このような法制の整備によって、これまで「有事」とはされていなかった事態や他国の領域において、自衛隊が武器を使用したり、兵站を担ったり、他国とともに武力行使を行ったりすることができるようになります。

安倍内閣は、「切れ目のない安全保障」という点を強調していますが、実際には法制に切れ目があったわけではなく、これまでの法制では、日本の「有事」ではないとされていた事態や「平時」の対応によるとされていた事態にも、自衛隊による武器使用、戦闘地域での活動、防衛出動などを可能にしようとしているのです。

しかも、新たに設けられた「存立危機事態」や「重要影響事態」などは、その定義が極めてあいまいなため、時の政府によりいかようにでも解釈・判断される可能性が高く、事実上、歯止めはなきに等しいと言わなければなりません。

日本が、他国から武力攻撃を受けている事態がないにも関わらず、海外で戦争（武力行使）を行っている当事国の一方に荷担して、日本の利益（防衛）のために戦争（武力行使）を可能にする、これが今回の安保法制で狙われている中身です。

※1 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

※2 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(3) 「国際的な平和協力」という名の自衛隊海外派遣範囲の拡大

今回の安保法制では、日本への侵害（及びその危険）行為がないにも関わらず、自衛隊が海外で武器使用や支援活動等を行える範囲を著しく拡大しています。

まず、「国際平和維持活動協力法（国連P K O法）」の改正では、国連平和維持活動（P K O）における自衛隊の任務として、治安維持任務（「特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」）が追加されています。また、「自己防護」に限っていた武器使用基準を「任務遂行」のためにも使用できるよう緩和しています。さらに、国連総会等の決議や国際機関等からの要請があれば、国連が統括しない活動への参加も可能になります。停戦後の治安維持活動などが想定されていますが、イラクやアフガニスタンなどでの停戦後の国内の混乱状況からすれば、極めて危険度の高い活動を行うこととなります。

また、「国際平和支援法」^{※1}という新法の制定も目論まれています。これはイラク特措法やテロ特措法をもとに作られた恒久法で、「国際平和共同対処事態」に際し、アメリカ軍等の他国軍隊への協力支援活動を行うことを可能にするというものです。

「国際平和共同対処事態」とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」をいいます。

この新法は、自衛隊の海外派兵を国連安保理決議に基づく場合に限定していないた

め、例えば、イラクへの先制攻撃を行った有志連合軍のような多国籍軍への参加を、時の政府の判断に委ねるものとなっています。また、その内容としても、従前の特措法では認められていなかった戦闘行為が行われている現場での活動も、遭難者の捜索・救助を目的とするものであれば遂行できるとされています。

また、従前では認められていなかった武器の輸送や弾薬の提供も「協力支援活動」に含まれるとされ、他国の軍隊の戦闘行為と一体的な活動（兵站活動）を行えるものとされています。「国際的な平和協力」の名の下に、国連とは何の関係もない多国籍軍の戦闘行為についても、自衛隊がこれと一体的に活動することを可能にするのがこの新法の本質であるといえます。

安倍首相は、閣議決定後の記者会見で、「かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは今後とも決してない」とか、「I S I L（イスラム国）の（掃討作戦の）後方支援をすることはない」と述べましたが、法文上の規制はなく、何の保証もありません。

※1 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

(4) 日米防衛協力の新指針（ガイドライン）

なお、安倍内閣は、上記のような安保法制の国会での議論も待たず、これらの法案内容を先取りする形で、4月27日、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の改定を行いました。

今回の改定では、「日本の平和及び安全の切れ目ない確保」として、①「平時からの協力措置」、②「日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」、③日本に対する武力攻撃への対処行動」、④「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」ほかを挙げ、また「地域の及びグローバルな平和と安全のための協力」として、⑤「国際的な活動における協力」、⑥「三か国及び多国間協力」を挙げました。

その内容は、①が平時からのアメリカ軍のアセット（装備品等）の防護、②が「重要影響事態」への対処、③が「武力攻撃事態」「武力攻撃予測事態」への対処、④が「存立危機事態」への対処、⑤⑥が「国際平和共同対処事態」への対処と対応するものです。

今回の安保法制関連法案は、国民・国会不在で日米の軍事協力が決定された後、これを日本に押しつけるものとして提出されているのです。

3 安保法制に組み入れられる自治体・自治体労働者

(1) 現在の有事法制と自治体・自治体労働者

現在の有事法制においても、自治体や自治体労働者に対しては次のような役割が課されています。

ア 自衛隊法

防衛出動時の緊急通行、防衛出動時の物資の徴用等、展開予定地域内の土地の使用等について都道府県知事や市町村長、警察消防機関等について協力規定がおかれています。

防衛出動時において、都道府県知事は、国の要請により、公用令書を発行して、病院、診療所の管理や、土地や家屋の使用、物資の保管や収容を行うこととなります。国が緊急を要すると判断した場合には、都道府県知事に対する通知だけを行って、国（防衛大臣等）が自ら、管理や使用、収容などを行うことができます。土地の使用に当たっては、家屋の形状変更、木の伐採等が、都道府県知事を通じて行われる場合もあります。また、都道府県知事は、国の要請により、医療従事者、土木作業従事者、運転手等に業務従事命令を発することとなります。

イ 周辺事態法

周辺事態において、地方公共団体の長に対しては、その権限の行使について必要な協力を求めることができるとされています。また、民間事業者等に対しても必要な協力を依頼することができるかとされています。

この協力条項について、平成12年7月25日付で内閣安全保障・危機管理室、防衛庁（当時）及び外務省から出された、「周辺事態安全確保法第9条（地方公共団体・民間の協力）の解説」によれば、地方公共団体に対する具体的な協力項目として、地方公共団体の管理する港湾の施設の使用、地方公共団体の管理する空港の施設の使用、建物、設備等の安全を確保するための許認可、消防法上の救急搬送、人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力、地方公共団体による給水、公立医療機関への患者の受入、地方公共団体の有する物品の貸与等が挙げられています。

ウ 武力攻撃事態法及び関連法制

(ア) 武力攻撃事態法

地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とすると定められています。

その上で、対策本部長（首相）は、関係する地方公共団体の長に対しては、地方公共団体が実施する対処措置に関する総合調整を行うことができるとされていますが、地方公共団体の長は、「総合調整」に関して意見を述べることはできず、「総合調整」という名で、自治体に対して対処措置が事実上強制されることとなります。

(イ) 特定公共施設等利用法

① 港湾・空港

武力攻撃事態等において港湾と空港について対策本部長（首相）が「利用指針」を定めます。これに対して、地方公共団体は「利用指針」が定められる際に意見

を述べることができるだけです。

「利用指針」に基づいて、対策本部長（首相）が「特に必要と認めるとき」には①要請と②指示が、「事態に照らして緊急を要すると認めるとき」には③大臣による自治体権限の執行が可能となっています。①から③までの措置の際には、自治体の意見を斟酌する必要はなく、順に自治体の権限を奪って政府に権限を集中できる仕組みとなっています。

例えば、港（空港）管理者である自治体の長が、アメリカ軍や自衛隊の艦船の利用よりも、民間の船舶あるいは住民の避難や救援物資の輸送のための船舶の利用を優先しようと考えていたとしても、政府が軍事行動を優先だと判断すれば、軍事行動にとって邪魔な船舶については移動を命じてアメリカ軍や自衛隊の艦船を優先的に利用させ、国民のことは後回しにしてしまうことが可能になります。

②道路

武力攻撃事態等において「利用指針」が定められますが、自治体権限自体を奪う規定はありません。しかしながら、警察の指揮により実質的に軍隊への優先利用を実施することが可能になります。救急活動や消防活動（民間ではガス会社などの活動）がどうなるのかなど、市民生活に関わる部分が確保されるのかどうかについては全く規定されていません。

③海域、空域、電波

もともと国の権限下にあるため、武力攻撃事態等において「利用指針」が定められると政府が行う管理統制に歯止めがない仕組みとなっています。

(ウ) 米軍支援法

アメリカ軍支援の行動関連措置について、自治体や企業にも協力要請に応じる努力義務が課せられています。措置の内容について制限はなく、アメリカ軍がすべて決めることができます。また、防衛大臣の権限によって、米軍に土地を使用させ、立木の伐採や家屋の取り壊しなども行うことができます。

(2) 安保法制の整備・拡大によりその発動が現実のものに

現在、安倍内閣が進めている安保法制の整備・拡大によって、自衛隊が戦争（武力行使）を行う場面、他国の戦争（武力行使）を協力支援する場面は広範に拡大することとなります。それに伴って、これまで具体化することのなかった前記のような自治体・自治体労働者への指示・命令、市民の動員・避難は現実のものとなります。

例えば、アメリカ軍の基地や艦船などが第三国からミサイル等による攻撃を受ける事態となり、存立危機事態が宣言され、自衛隊に陣地構築命令が発せられると、レーダーサイトや対空ミサイルの構築がなされることとなります。その際に、自治体が保有・管理する公園や、海岸、河川敷、森林等の提供が求められ、陣地構築のために建物の取り壊しや木の伐採などが行われることとなります。また、港湾や空港について

は、国が定める利用指針で、自衛隊とアメリカ軍の利用を優先させるとされると、自治体の首長がこれを拒否しても、最終的には国の権限で自衛隊やアメリカ軍を優先使用させることが可能になってしまいます。道路についても、国が定める利用指針で自衛隊とアメリカ軍の移動を優先させるとされると、警察の権限でそれを実行し、住民の移動は大幅に制限されることとなります。

自衛隊に防衛出動が命じられることになれば、国から都道府県に対し、病院、診療所の管理や、土地建物の使用、物資の保管や収容を行う要請がなされることとなります。都道府県は、自らが発行する公用令書でもって、病院や診療所の管理、物資の保管、土地建物の使用、及び、それに伴う家屋の形状変更や木の伐採を命ずることとなります。さらに、医師、看護師等の医療従事者、土木作業従事者、トラック・バス等の運転手等に対して、都道府県が公用令書を発して徴用することとなります。中でも、公立の医療機関やそこで働く医療従事者、公営の輸送機関やそこで働く運転手などは優先的に徴発・徴用されることが予想されます。

どのような場合にアメリカが武力攻撃を受けるかといえば、これまでの歴史や、アメリカの軍事力から考えて、湾岸戦争やイラク戦争、イスラム国に対する空爆などのようにアメリカが相手国に対して戦争（武力行使）を仕掛け、これに対する相手国からの反撃として行われる可能性が最も高いと思われます。このような事態が生じたときに、存立危機事態にあたる等として戦争に巻き込まれてしまうことになるのです。

このように、今回の安保法制の整備・拡大は、自治体にとっては、自治体が他国間の紛争（戦争）に巻き込まれ、一方当事国の軍事的利益のためのその軍事行動に協力・荷担するための法整備であることを意味します。また、自治体労働者は、この法制の中で、他国の紛争（戦争）のための就労を強いられることになるのです。

第3 安保法制の整備・拡大と国民保護法制への影響

1 国民保護法制の現状

- (1) 2004年6月、国民保護法が成立し、同年9月、施行されました。同法により、地方自治体は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処などを担うこととされ、そのために国民保護計画を作成し、国民保護訓練を行うよう努めるものとされました。

地方自治体における国民保護計画は、2014年4月1日現在、47都道府県のすべてと、1742市町村中1735市町村において策定済みとなっています。また、国民保護訓練は、2013年度には、国と地方自治体の共同訓練が12回（実動訓練3回、図上訓練9回）、地方自治体単独での訓練が47回（実動訓練19回、図上訓練28回）実施されています。

- (2) しかし、国民保護計画や国民保護訓練の実態を見ると、実際に武力攻撃事態が発生してしまったときには、国民保護法によって住民の生命・財産を守ることはできない

という厳しい現実が浮かび上がります。

たとえば、鳥取県の「岡山県方向への避難」の図上演習では、「北上する部隊が国道のすべての車線を占有することが判明して、県の職員が愕然とした」と報じられています^{*1}。つまり、国民保護法が発動されて、自治体が住民の避難、避難住民の救援等を行う時、その一方で、アメリカ軍や自衛隊は、侵害排除のための作戦行動を行うこととなります。その際、住民の避難方向とアメリカ軍・自衛隊の進撃方向が正反対になり、1本の幹線道路上で向き合うようになることは、容易に予測されます。あるいは、逃げ遅れた住民の救援活動と、アメリカ軍・自衛隊の作戦行動が矛盾衝突して、救援と作戦のいずれか一方を犠牲にせざるを得ないという場面も出てくるかもしれません。そういった時に、作戦行動を優先して、住民の避難・救援が後回しにされるであろうことは、歴史的経験に照らして明らかです。

また、沖縄県の計画では、本島の18%の面積を占める米軍基地が避難に使えないことが明らかになっています。その一方で、アメリカ軍基地は武力攻撃事態における攻撃対象となって、沖縄県民を戦争に巻き込む可能性が高い危険施設でもあります。これではいくら国民保護計画の策定と訓練に力を注いでも、県民を守ることは繋がりません。

※1 出典：田中隆「有事法制がまちにやってくる」自治体研究社2005年77頁

- (3) しかも、武力攻撃事態は、自然災害と異なり、侵害の意図を持つ敵がいつどこからどうやって襲い掛かってくるのかわからない状態です。したがって、攻撃を具体的に想定して住民避難・救援に備えるのは到底不可能です。

こうした現実を慮ってか、現在各地で行われている訓練は、そのほとんどが化学剤、放射性物資または爆発物を用いたテロや、武装グループによる立てこもり事案への対応となっており、敵国による武力攻撃という想定は極めて例外的です。結局、国民保護法によって武力攻撃から住民を守ることはできないのです。

むしろ、計画や訓練の主眼は、平時からの戦時即応体制に自治体と国民を総動員することによって、戦争に協力する意識を醸成することにあると言わざるを得ません。

2 安保法制で国民保護法制はどう変わるのか

- (1) 安倍政権は、現在、今国会での安保法制の整備・拡大にあたって、国民保護法の改正は「不要」と判断していると伝えられています。その表向きの理由は、集団的自衛権を行使するのはあくまで「日本が直接武力攻撃されていない状況」であり、集団的自衛権行使の前提となる「存立危機事態」と、国民保護法が発動される「武力攻撃事態等」とは併存するというロジックです。

しかし、これを額面どおりに受け取ることはできません。第1に、このロジックの

裏には、「存立危機事態」と「武力攻撃事態等」とを区別することにより、「存立危機事態」に「経済的な危機」をも含めて拡張的に解釈しようとする安倍政権の思惑があります。その一方で、「存立危機事態」であると同時に「武力攻撃事態等」でもあると認定されれば、国民保護法が発動されます。したがって、集団的自衛権の行使によって、国民保護法が発動され、自治体・住民が戦争に動員される可能性が高まることに変わりはありません。

第2に、一部で報道されているように、国民保護法を改正するとなれば、「数か月かけて自治体関係者らと協議しなければならず、今国会中の法整備が厳しくなる」^{※1}というのが、政府の「本音」です。つまり、2003年に有事3法を先行して成立させ、国民保護法は後回しにして翌年に成立させたのと同じように、今国会に提出する安保関連法案の成立を優先させるため、国民保護法の改正は後回しにするというに過ぎないのです。

※1 毎日新聞2015年1月30日（金）7時30分配信

(2) それでは、国民保護法について、どのような法改正の危険があるのでしょうか。

既述のとおり、これまでの国民保護計画と国民保護訓練によって、自治体による住民の避難・救援と、アメリカ軍・自衛隊による侵害排除のための作戦行動が、矛盾衝突することが明らかにされました。言い換えれば、アメリカ軍等による作戦遂行によって住民避難・救援が障害となる場面が浮き彫りにされたのです。そこで、よりいっそう作戦遂行を容易ならしめるため、政府の自治体に対する指揮命令権や、国民の権利制限を明記したりするなどの法改正が狙われる危険があります。

また、全国で7つの市町村が国民保護計画を策定していないなどの現状に鑑み、今は規定されていない国民保護計画の策定期限を法に明記したり、国民保護訓練の実施を義務づけたりするといった法改正も懸念されます。これにより自治体及び国民の戦争に協力する意識の醸成を、よりいっそう進めようということになります。

これらの法改正は、基本的人権や地方自治の本旨を侵害する憲法違反の疑いがありますが、集団的自衛権行使容認閣議決定の強行や、沖縄・辺野古の米軍新基地建設をめぐる安倍政権が沖縄県に対してとっている態度を見れば、違憲を承知で強行してくる可能性は十分にあり得ます。

このように、安保法制で外堀を埋めた後に、地方自治体や国民を戦争に協力させるための国民保護法制の改悪が予想されるのです。

(3) なお、かつて政府は、国民保護法制定直後の2004年12月10日に閣議決定した「新防衛計画大綱」において、「見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備、要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る」として、本格的な武力

攻撃事態生起の可能性が低いことを前提に正面装備の縮小方針を明らかにしてまいりました。

既述のとおり国民保護訓練においては緊急処理事態の想定が中心となっており、武力攻撃事態の想定が極めて少なかったというの、あながち理由のないことではなかったのです。

しかし、今後、集団的自衛権の行使容認により、日本が戦争に巻き込まれる可能性は格段に高まり、武力攻撃事態生起の可能性も高まります。すなわち、「存立危機事態」に集団的自衛権を行使して自衛隊が出撃すれば、日本はテロも含めて反撃を受ける事態が予測されますので、武力攻撃事態等に陥り、国民保護計画が発動される可能性が飛躍的に高まるのです。

第4 安保法制の整備・拡大と併せてすすめられていること (戦争する国・できる国へ)

1 はじめに

これまでにみたように、安保法制の整備・拡大により、地方自治体が国家に従属し、地方自治の権限が制限される範囲が広がります。また、住民の生活も権利も、政府の判断によって制限されます。

そして、この安保法制の整備・拡大の動きは、日本を「戦争する国・できる国」にするためのその他の動きと併せて進められています。

2 秘密保護法その他

(1) その動きの大きな一つが、秘密保護法の制定です。この法律の成立により、自衛隊法の「防衛秘密」の規定は削除され、有事・平時を問わず、秘密保護法により国家の情報統制が行われるようになりました。

例えば、同法では、戦争（武力攻撃事態）やテロ（緊急処理事態）が生じた場合、内閣総理大臣は対処基本方針について国会の承認が必要ですが、この方針に記載される「武力攻撃事態であることの認定の前提となった事実」や「対処に関する全般的な方針」は、秘密保護法により特定秘密に指定され（法別表一、イ、ロ）、すべて国民・住民から秘匿されることとなります。しかも、特定秘密の国会への提供は「秘密会」に限られ、「安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があれば「秘密会」にすら提供を拒否できるとされていますので（法10条1項一号イ）、国会ですら満足に情報に触れることができず、承認が強要されることとなります。

(2) 地方自治体についていえば、指定機関にならないだけでなく、提供を受けて保有する機関にも予定されていないので、特定秘密に触れることができません。一方で、地

方自治体は、前記のとおり、住民避難等を行う責務を有しているため、戦争・テロの情報に触れられないまま、国家や自衛隊・警察（都道府県警察も秘密を扱う職員の範囲や保護措置などについては国の機関である警察庁が定めることとなります）の指示に従わざるを得ません。

この点は、平時についても同じであり、特定秘密に指定されれば、オスプレイの飛行ルート、米軍の原子力艦船の入港、日米共同軍事演習などの情報も自治体に入ってくるが、また、防潮堤の構造や、原発のセキュリティに関する情報も入ってくる可能性がります。

国会では、地方自治体の業務は、法10条1項1号の業務（準ずる業務）に該当すると答弁されましたが、この規定が適用されるなら、地方自治体は、特定秘密の提供を受ける「措置」を講じる必要があります、提供を受けた職員には「知得者の漏えい罪」が適用されることとなります。ただ、この規定は秘密を提供できるというもので、提供するか否かは政府の裁量です。また、政府は「避難に必要な情報は秘密指定を解除する」と答弁していますが、この解除を義務づける規定はなく、これもまた政府の裁量となります。

このように、秘密保護法は、地方自治体や自治体労働者が地域住民の安全に関わる情報に触れることを禁じます。また、政府が自治体を動かすために提供した秘密については、地方自治体においてその開示が住民の生活や安全に必要と判断したとしても、これを開示することができないのです。

- (3) この秘密保護法は、政府が何が秘密かを指定するとされているので、安政法制の整備・拡大に伴い、その秘密の範囲も広範に拡大することになることは間違いありません。

自治体や自治体労働者、そして地域住民は、安全等に関する情報を隠されたままで、「集団的自衛権の行使」や「国際的な平和協力」の名の下に、他国の軍事行動にも荷担させられることになるのです。

- (4) その他にも、「戦争する国・できる国」への準備は、政治全般にわたって着々と進んでいます。その一つが、有事の判断やその指揮系統に関する権限を集中する「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律」の成立（2013年11月）です。これは首相など4大臣に各省庁からの情報を集約し、国家の安全に関する事項を審議するものです。また、国家安全基本法制定も目指されており、その中では国家安全にかかわる地方公共団体の責務として、より政府に従属した組織体制が作られようとしています。

3 「戦争する国・できる国」のための憲法改正

そして、この道が行き着く先は憲法改正、特に9条の改正です。

自民党憲法改正草案は、憲法9条の戦争放棄・戦力不保持の改め、国防軍の創設、内閣総理大臣による国防軍の統括、国防審判所（いわゆる軍法会議）の設置等により、名実ともに「戦争する国・できる国」に作り変えることを意図しています。

また、内閣総理大臣による緊急事態宣言の権限を憲法上明記して、国民の権利を剥奪し、権力を内閣総理大臣に集中することを認める国家体制を作ろうとしています。

安倍内閣は、今、この道を、国会や国民の意見も聞かずに強権的にすすめています。地方自治体や自治体労働者は、これに対し、地域住民の暮らしと安全、地方分権と民主主義を擁護するという観点から、悲惨な戦争を幾度も体験したこの国を再び同じ道にすすめていいのか、国民主権や民主主義の観点からして今のようなやり方を認めていいのか、しっかり考え、行動する必要があります。

第5 平和な日本とまちづくりを自治体から

- 1 以上のように、現在、安倍内閣がすすめている安保法制の整備・拡大は、地方自治体を、より政府に従属し、より政府の思うとおりに従う存在に変えるよう意図されたものといえます。

自民党憲法改正草案において、地方自治体を「法律の定める役割分担を踏まえ」国と協力しなければならないものと規定し（92条3項）、政府が行うことには口を出さずに従えと迫っているのは、その行き着く先を示したものといえるでしょう。

- 2 しかしながら、日本国憲法第8章による地方自治の保障は、地方自治体が過去の侵略戦争遂行の末端組織として住民の暮らし・安全を破壊してしまった反省の上になっ、中央集権的官僚行政を廃止し、地域住民の安全・暮らしに関する行政は、地方自治体が国と対等な立場で行うことを保障したものです。

国の防衛・外交に関する事項は国の専管事項とされますが、地域住民の暮らし・安全に関わる施策については、国と地方自治体との事務分配は、憲法上、地方自治体優先の原則に立って行われるべきであり、個別の法令が国の事務として明示的に留保していないものは、地方自治体の自治事務として処理されるべきです。

また、国が判断すべき事柄であっても、地域住民の暮らし・安全に責任を負う地方自治体が、地域住民のために国に対し意見表明を行うこと、国の計画・立法手続きに参加すること、条例制定権に基づいて独自に条例を制定し、あるいは宣言を行うことなどは、憲法で保障された地方自治体の権能というべきです。

1995年3月18日、神戸市議会は、全会一致で「核兵器積載艦艇の神戸入港拒否に関する決議」を行い、非核証明を提出しない艦艇の神戸港への入港を拒否していますが、これは地方自治が活かされた例といえます。また、東京都中野区の「中野区における平和行政の基本に関する条例」（1990年4月1日）や、沖縄県読谷村の「読谷村平和行政の基本に関する条例」（1991年3月29日）なども同様です。さらに、多くの自治体による「非核自治体宣言」などもその例です。

- 3 地方自治体・自治体労働者は、まずは、地域住民の平和と安全を図るため、現在、安倍内閣のすすめている安保法制の整備・拡大に注意を向け、地方自治の立場から声

を挙げることが必要です。こうした取り組みは、現在も少なくない自治体で行われています。

例えば、2014年7月の閣議決定前後から、2015年3月31日現在までの間に、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書を可決した地方議会は、253議会にのぼります。また、それ以外に沖縄県議会など慎重な審議を求める意見書を採択した議会は約30議会あります。(表1参照)。

表1

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書を可決した議会
2015年3月31日 現在

- 【北海道 (65)】 小樽市 函館市 芦別市 根室市 士別市 歌志内市 留萌市 奈井江町 斜里町
本別町 仁木町 南幌町 日高町 江差町 広尾町 新得町 上川町 中川町 津別町 小清水町
洞爺湖町 平取町 浦河町 森町 池田町 余市町 中札内村 更別村 新ひだか町 北竜町
占冠村 音威子府村 深川市 上砂川町 雨竜町 黒松内町 安平町 新冠町 美瑛町 和寒町
東神楽町 清里町 旭川市 奥尻町 岩内町 北広島市 滝川市 中頓別町 砂川市 豊富町
豊頃町 当麻町 厚沢部町 佐呂間町 真狩村 豊浦町 むかわ町 上士幌町 幌加内町 遠別町
訓子府町 置戸町 赤平市 音更町 古平町
- 【青森 (3)】 青森市 外ヶ浜町 佐井町
- 【秋田 (5)】 男鹿市 小坂町 五城目町 八郎潟町 三種町
- 【宮城 (1)】 美里町
- 【山形 (7)】 山形市 長井市 河北町 山辺町 尾花沢市 南陽市 天童市
- 【岩手 (14)】 県議会 二戸市 遠野市 奥州市 宮古市 軽米町 花巻市 一関市 久慈市 矢巾町
住田町 紫波町 野田町 西和賀村
- 【福島 (15)】 石川町 矢祭町 会津若松市 南相馬市 喜多方市 二本松市 桑折町 三春町 西郷村
浪江町 古殿町 川俣町 昭和村 南会津町 只見町
- 【茨城 (3)】 取手市 美浦村 つくば市
- 【群馬 (1)】 沼田市
- 【埼玉 (6)】 鳩山町 ときがわ町 宮代町 越谷市 滑川町 小鹿野町
- 【千葉 (2)】 長生村 大網白里市
- 【東京 (5)】 小金井市 国立市 西東京市 八王子市 武蔵野市
- 【神奈川 (6)】 座間市 大和市 葉山町 大磯町 三浦市 鎌倉市
- 【新潟 (6)】 湯沢町 阿賀野市 五泉市 新発田市 聖籠町 加茂市
- 【富山 (1)】 朝日町
- 【長野 (44)】 飯綱町 南木曾町 小布施町 高山村 小海町 富士見町 大桑村 山形村 木曾町

下諏訪町 中野市 坂城町 山ノ内町 長和町 飯島町 中川村 上松町 木祖村 野沢温泉村
佐久市 筑北村 豊丘村 阿智村 松川町 泰阜村 青木村 南箕輪村 立科町 箕輪町 宮田
村 喬木村 朝日村 信濃町 王滝町 須坂市 小川村 栄村 麻績村 木島平村 下條村 川上
村 池田町 小谷村 阿南町

【山梨（1）】市川三郷町

【静岡（1）】西伊豆町

【三重（6）】川越町 大台町 亀山市 東員町 菰野町 伊勢市

【愛知（6）】扶桑町 岩倉市 半田市 長久手市 武豊町 日進市

【滋賀（3）】湖南市 守山市 米原市

【奈良（4）】川西町 大和郡山市 生駒市 上牧町

【京都（5）】向日市 長岡京市 宇治市 大山崎町 城陽市

【大阪（1）】吹田市

【兵庫（2）】香美町 太子町

【岡山（1）】和気町

【鳥取（4）】境港市 湯梨浜町 伯耆町 日南町

【島根（1）】津和野町

【広島（2）】庄原市 安芸高田市

【高知（13）】土佐市 田野町 本山町 香南市 四万十町 南国市 高知市 土佐清水市 安芸市
香美市 中土佐町 大月町 芸西村

【徳島（4）】牟岐町 那賀町 勝浦町 吉野川町

【福岡（8）】太宰府市 中間市 志免町 荻田町^{かんだまち} 水巻町 久山町 みやま市 大刀洗町

【佐賀（1）】大町町

【長崎（1）】長与町

【宮崎（1）】美郷町

【沖縄（4）】読谷村 名護市 北谷町 中城町

計253 自治体（行使容認反対のみ）

※このほか、沖縄県議会など30近い議会が、「慎重な審議」等を求める意見書を可決している。

岩手県議会意見書では、閣議決定について「国会での議論も行わずに、与党内で調整をしたのみで行われた」と指摘し、「時々の政府の都合で解釈を変えられるようになれば、憲法は憲法でなくなり、これまでの国のかたちを大きく変えるだけでなく、民主主義を大本から破壊することにつながる」と批判しています。その他、「安倍政権は日本を『海外で戦争する国』に変えようとしている。国会でほとんど話し合わず、国民的な議論を経ずに閣議で決めたことは決して許されない」と批判（千葉県大網白里市議会）、「歴代政府の憲法解釈を大きく変えるものであり、その内容は明文改憲に等しく憲法9条を形骸化するものである」と批判（宮崎県美郷町議会）、「憲法とは

権力を縛るもの”という原則さえ否定する露骨な解釈改憲の姿勢に、自民党内からも批判が起きている」と指摘（秋田県男鹿市議会）、などなど各自治体が日本の平和と民主主義の問題を真摯に検討した意見書を採択しています。

また、2014年5月には、東北六縣市町村長9条の会連合が結成され、今年5月22日には第2回総会を開き、「憲法9条を守り、『戦争法案』に反対する緊急アピール」を発表しています。

憲法九条を守り、「戦争法案」に反対する緊急アピール

日本全国民の皆さん、都道府県知事・市区町村長の現職の皆さん、元職の皆さん

私たちは、政党政派にとらわれず、人類の宝・平和憲法九条を守り活かすために、「九条を守り活かす心は一つ」、「一人の百歩より百人の一步」を合言葉に、昨年5月「東北六縣市町村長九条の会連合」を結成しました。

時あたかもその前日2014年5月15日に、安倍晋三首相は集団的自衛権の行使容認に向けて記者会見し、その一步を踏み出しました。よって、私たちはこれに抗議し、これを断固阻止するためにアピールを発し、この1年間運動を熱烈に展開してまいりました。

そもそも私たちは、地方自治の確立こそ21世紀の国づくりの要であると信じ、市町村民のいのちとくらしを守ることを究極の使命とし、これを脅かすものに身命を賭して立ち向かってまいりました。

市町村民のいのちとくらしを脅かす最大のものは、戦争です。市町村民が戦火に巻き込まれ、戦争に駆り立てられることがないように、集団的自衛権の行使容認を撤回させ、憲法九条を守り活かさなければなりません。

にもかかわらず、安倍晋三首相はこの1年間、閣議決定、与党協議、日米ガイドライン協議、日米首脳会談、米国議会での演説などに見られるとおり、憲法九条に背き世論に耳を閉ざし、あたかも高速道路を逆走するように、ひたすら集団的自衛権の行使容認に向けて止まるところがありません。

あまつさえ「戦争法案」の閣議決定、国会への提出に至っては、市町村民ひいては日本国民を戦後最大の危機に陥れ、解釈改憲によって平和憲法を有名無実化するものです。

私たち「東北六縣市町村長九条の会連合」は第2回総会を開催し、この危機に真正面から立ち向かい、全国7000を超える「九条の会」と手を携え、「戦争法案」を廃案にし、他国の戦争に日本が巻き込まれようとする動きを完全に止める決意であります。

憲法九条の理念を高く掲げ、この危機を緊急に乗り切ることが私たちに課せられた歴史的使命であると肝に銘じ、この運動に日本全国民の皆さん、都道府県知事・市区町村長の現職の皆さん、元職の皆さんが幅広く参加されることを心から訴えます。

2015年5月22日

東北六縣市町村長九条の会連合

地方自治体が、自治体本来の役割を発揮し、国の平和・外交政策に対しても意見を

挙げていく運動が求められます。

- 4 また、計画範囲・適用場面の拡大や計画策定・訓練策定・実施の義務化が懸念される国民保護法制については、地方自治体が、住民の避難・救援の活動を的確に行うために、必要な情報が正確に開示されることが不可欠となります。

ところが、前記のとおり、秘密保護法の成立により、安全保障に関する情報（秘密）は、原則として地方自治体に開示されず、裁量的に開示されても住民に知らせることのできない体制が作られました。

政府が武力攻撃事態が生じたとして対応している際には、政府の作戦行動が優先し、住民の安全が後回しになること、また、そのための情報操作や情報隠しが行われることは歴史的にみても容易に想像できるところです。現に、武力攻撃の例ではないですが、東京電力福島第一原発事故の際には、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の情報開示が妨げられた結果、多くの住民が放射性物質の拡散予測を知らされないまま、線量が高い地域に避難してしまい、避けられたはずの被曝に遭いました。

結局、地方自治体が、住民の安全を守るためには、憲法9条を守り、平和外交を強めて、自らの手で平和を構築していくほかないと考えます。この点、全国で国民保護計画を策定していない7つの自治体の1つである新潟県加茂市では、元防衛庁教育訓練局長の小池清彦加茂市長が、公約に「国民保護法は、有事の際住民を戦闘に巻き込み、沖縄戦と同じことになる。加茂市は、『戦時平和都市宣言』を行い、赤十字の旗十万本を（市内全戸に配付して：引用者注）立て並べて、ジュネーブ条約によって市民の安全を確保することが最善の策であると考え。」と掲げて六選を果たし、現在に至っています。日本国憲法が基本理念とする国際協調に基づく平和主義、並びに地方自治の本旨に鑑みて、モデルケースといえる事例です。

また、少なくとも地方自治体・自治体労働者が、住民の避難・救援を的確に行い、地方自治を全うするには、住民の安全に関する情報が十全に開示されることが前提となります。安全保障に関する情報を包括的に秘密にでき、地方自治体をその情報の蚊帳の外に置く秘密保護法は廃止されるべきです。

- 5 現在すすめられている安倍内閣の「戦争する国・できる国」づくりの動きから、地方自治を守り、地域住民の暮らしと安全を守るため、地方自治の権能を生かした旺盛な取り組みをともに行うよう呼びかけるものです。

以上

自治労連弁護士意見書

地方自治の真価が問われる——

「海外で戦争する国づくり」と自治体・自治体労働者

2015年5月

編集 憲法プロジェクトチーム

弁護士 大河原 壽 貴(京 都)

弁護士 河 村 学(大 阪)

弁護士 穂 積 匡 史(神奈川)

発行 自治労連弁護士
